

# 島根県報

第一、四八二号  
平成十五年六月二十七日  
(金曜日)

## 目次

規則	高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則	(高校教育課)	二
告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の届出	( "	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出	( "	三
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出	( "	四
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更の届出	( "	四
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地変更の届出	( "	四
	介護保険法の規定に基づく指定介護療養医療型施設の指定の辞退	( "	五
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出	( "	五
部改正	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	六

## 公告

島根どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	( "	七
換地処分	(農村整備課)	七
県営土地改良事業の工事の完了	( "	七
道路の供用開始	(道路維持課)	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	八
道路の位置の指定	(建築住宅課)	一〇
県立学校内LAN用パソコン等機器整備(県東部一・隠岐地区)に必要なリース会社への売却価格に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	一一
県立学校内LAN用パソコン等機器整備(県東部二地区)に必要なリース会社への売却価格に係る一般競争入札の実施	( "	一二
県立学校内LAN用パソコン等機器整備(県西部地区)に必要なリース会社への売却価格に係る一般競争入札の実施	( "	一三
特定調達公告	(産業振興課)	一四
X線非破壊検査装置の調達にかかる一般競争入札の実施	( "	一四
正誤	( "	一六
平成十五年六月十三日付け島根県報第一、四七八号中	(農村整備課)	一六
平成十五年六月十七日付け島根県報第一、四七九号中	( "	一六

### 公布された条例等のあらまし

◇高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第七八号)

一 規則の概要

- 1 貸与対象者に係る年間収入金額の限度額を二百八十三万円から二百八十二万円に改めることとした。(第二条関係)
  - 2 扶養親族を有する貸与対象者及び貸与対象者を扶養親族としている者の年間収入金額の限度額について、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額に対する割合を百九十六パーセントから百九十五パーセントに改めることとした。(第二条関係)
- 二 施行期日  
公布の日から施行することとした。

規 則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十八号

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則(昭和四十九年島根県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「二百八十三万円」を「二百八十二万円」に、「百九十六パーセント」を「百九十五パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第五百六十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示す

る。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 松原 産 業 有 限 公 司	指定した 事 業 業	事業所の名称 松原産 業 有 限 公 司	事業所の所在地 大原郡木次町大 字木次九四番地 一	指定年月日 平成十五年六月 十五日
-----------------------------	------------------	----------------------------	------------------------------------	-------------------------

島根県告示第五百六十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止届けがあったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。  
平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 日星調剤株式会 社	指定した 事 業 業	事業所の名称 日星調剤株式会 社	事業所の所在地 鹿足郡日原町大 字枕瀬一八九 七	廃止年月日 平成十四年九月 三十日
鹿島町	通所介護	鹿島町デイサービ スセンター	八東郡鹿島町大 字恵曇町一	平成十四年十一 月三十日
医療法人 出雲 勤労者健康管理 協会	通所リハ ビリ	第二出雲診療所 通所リハビリテ ーション	出雲市知井宮町 二三八	平成十四年十二 月一日

株式会社 コムスン	訪問介護	株式会社 コムスン 益田ケアセンター	益田市乙吉町イ 三二七―六	平成十四年十二 月三十一日
日本インター フィル株式会社	福祉用具 貸与	日本インターフ ィル株式会社 島根営業所	飯石郡三刀屋町 三刀屋七三―七	平成十五年三月 四日
有限会社 ひだ まり	訪問介護	ヘルパーステー ションひだまり	八束郡東出雲町 出雲郷八九四― 五	平成十五年三月 三十一日
金城町	訪問介護	金城町さんあい 指定訪問介護事業 所	那賀郡金城町大 字下来原一五四 一―五	平成十五年三月 三十一日
金城町	通所介護	今福さんあい 指定通所介護事業 所	那賀郡金城町大 字今福二八一	平成十五年三月 三十一日
金城町	通所介護	波佐さんあい 指定通所介護事業 所	那賀郡金城町大 字波佐イ四二 五―二	平成十五年三月 三十一日
金城町	通所介護	金城町さんあい 指定通所介護事業 所	那賀郡金城町大 字下来原一五四 一―五	平成十五年三月 三十一日
島根町社会福祉 協議会	通所介護	花水樹デイサービ スセンター	八束郡島根町大 字野波二二三― 二	平成十五年三月 三十一日
社会福祉法人 島根ライトハウ ス	訪問入浴 介護	ゆめハウスデイ サービスセンター	八束郡宍道町大 字西来待二〇七 一―一	平成十五年四月 一日

社会福祉法人 浜田福祉会	訪問看護	指定訪問看護事業 所・美川	浜田市内村町三 六五番地七	平成十五年四月 一日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	訪問看護	しらすぎ苑訪問看 護ステーション	安来市古川町八 三五番地一	平成十五年五月 三十一日

島根県告示第五百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サ  
ビス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第七十八  
条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄田信義

事業者の 名称	事業所の名 称の変更 に係る事業	事業所の名称		事業所の 所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
社会福祉法人 太陽とみどりの 里	訪問介護	太陽とみどりの 里訪問介護 事業所	太陽とみどりの 里ヘルパー ステーション	能義郡広瀬町 下山佐三三〇 番三	平成十五年 四月一日
社会福祉法人 太陽とみどりの 里	短期入所生 活介護	太陽とみどりの 里入所生活介 護事業	尼子苑	能義郡広瀬町 下山佐三三〇 番三	平成十五年 四月一日
日立コンシュー マー・マーケ ティング株式 会社	福祉用具貸 与	株式会社 日 立家電システ ム中国 山陰 営業所	日立コンシュー マー・マーケ ティング株式 会社 中国 山 陰支店	松江市平成町 一八二―一	平成十五年 四月一日

島根県告示第五百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社サクシード・グループ	福祉用具貸与	出雲市塩冶町二〇七三	出雲市大津新崎町六丁目四三	平成十四年十一月二十七日
有限会社 隠岐第一商事	福祉用具貸与	隠岐郡西郷町西町字八尾のー一二番四	隠岐郡西郷町岬町一八五三一二六	平成十五年一月一日
特定非営利活動法人 あいの会	訪問介護	那賀郡三隅町向野田三四〇	那賀郡三隅町三隅二五二	平成十五年四月一日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	訪問介護	出雲市稗原町二九二二三	出雲市里方町一一六	平成十五年五月一日
企業組合 島根中高年事業団	訪問介護	大田市大田町大田イ一二九番地	大田市大田町大田字大沢イ二七五九番五	平成十四年十月一日
頓原町	訪問看護	飯石郡頓原町大字頓原村二〇八四の五番地	飯石郡頓原町大字頓原村二〇六四番地	平成十四年七月一日

社会福祉法人 みずうみ

訪問看護

法吉訪問看護ステーション

松江市法吉町七六三

松江市西法吉町三五二〇

平成十四年四月一日

医療法人 陶 朋会

訪問看護

訪問看護ステーションへいせい

飯石郡三刀屋町大字三刀屋一三三番地二

飯石郡三刀屋町大字三刀屋一二九四番地一

平成十五年三月三日

島根県告示第五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
社会福祉法人旭町社会福祉協議会	旭デイサービス 居宅介護支援事業所	ケアひだまり	那賀郡旭町大字今市一〇三九番地	平成十五年四月一日

島根県告示第五百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 西郷町社会福祉 協議会	西郷町社会福祉 協議会居宅介護 支援事業所	隠岐郡西郷町大 字城北町一番地	隠岐郡西郷町大 字原田三〇九番 地三	平成十四年 四月十日
頓原町	頓原町居宅介護 支援事業所	飯石郡頓原町大 字頓原村二〇八 四の五番地	飯石郡頓原町大 字頓原村二〇六 四番地	平成十四年 七月一日
企業組合島根中 高年事業団	ケアワークステ ーションすずら ん	大田市大田町大 田イ一二九番地	大田市大田町大 田字大沢イ二七 五九番五	平成十四年 十月一日
社会福祉法人 旭町社会福祉協 議会	那賀郡旭町大字 今市六一六番地	那賀郡旭町大字 今市六一六番地	那賀郡旭町大字 今市一〇三九番 地	平成十五年 四月一日

島根県告示第五百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定に基づき、指定介護療養医療型施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
医療法人社団 信 愛会 理事長 藤原卓	永生病院	仁多郡仁多町横田一 〇六三番地一	平成十四年六月三十 日
南 碩哉	南外科医院	松江市北田町六一 三	平成十五年三月三十 一日

医療法人社団 林 整形外科医院 理事長 林瑞庭	林整形外科医院	出雲市姫原町一 四一三	平成十五年三月三十 一日
-------------------------------	---------	----------------	-----------------

島根県告示第五百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者名	事業所名	所在地	廃止年月日
医療法人社団森医 院	医療法人社団森医 院居宅介護支援事 業所	江津市浅利町三一 八一	平成十四年十月十日
医療法人社団心和 会船津内科医院	医療法人社団心和 会船津内科医院	江津市嘉久志町イ一 二二〇一四	平成十五年三月二十 四日
有限会社ひだまり	竹下社会福祉事務 所	八東郡東出雲町出雲 郷八九四一五	平成十五年三月三十 一日
医療法人社団回春 会	居宅介護支援事業 所本庄中央支援セ ンター	松江市本庄町一七 二番地	平成十五年三月三十 一日
旭町	旭町居宅介護支援 事業所	那賀郡旭町大字今市 一〇三九	平成十五年三月三十 一日

島根県告示第五百七十一号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）

別表（第二条関係）

の一部を次のように改正する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄田信義

中山間地域活性化資金の種類	融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合				
	貸付期間が九年以内の場合	貸付期間が九年を超え十一月以内の場合	貸付期間が九年を超え十一月を超え十四年以内の場合	貸付期間が九年を超え十一月を超え十四年を超え十五年以内の場合			
一 措置要綱第二の二の一の加工流通施設整備資金 二 措置要綱第二の二の二の保健機能増進施設整備資金 三 措置要綱第二の二の三の生活環境施設整備資金	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・一パーセント	年一・二パーセント	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント
		大企業以外の者に貸し付ける場合	年一・二パーセント	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント	年一・六パーセント
		大企業以外の者に貸し付ける場合	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント	年一・六パーセント	年一・七パーセント
	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント	年一・〇パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・一パーセント	年一・二パーセント	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント
		大企業以外の者に貸し付ける場合	年一・二パーセント	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント	年一・六パーセント
		大企業以外の者に貸し付ける場合	年一・三パーセント	年一・四パーセント	年一・五パーセント	年一・六パーセント	年一・七パーセント
農業協同組合等に貸し付ける場合	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	
	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	

附 則

- 1 この告示は、平成十五年六月二十七日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年五月二十三日から適用する。
- 2 平成十五年五月二十三日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の三の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第五百七十二号

島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年六月二十七日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年五月二十三日以降に貸し付けられた島根県どう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県どう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十条第三項の規定により、三条資格者施行申請人代表から姉垣内地区における換地処分を平成十五年六月十二日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第五百七十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
石見東地区農道事業（県営土地改良総合整備事業）	平成十五年三月二十四日
於保知南地区用排水施設事業（県営中山間地域農地防災事業）	平成十五年三月二十六日

島根県告示第五百七十五号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	外園高松線	出雲市西園町字長浜三九五〇番五地先から同町字長配二七四七番地先まで	九四八・五〇 <small>メートル</small>	平成十五年七月五日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第五百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 区域の名称 的場
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	加茂	新宮	砂子原	二三番一 一三八番 一三九番 一二二九番一 一二三二番 九五〇番三 九四四番 九四六番 九四五番一 九三九番一	一号及び二号 三号 四号から六号まで 七号 八号から十号まで 十一号及び十二号 十三号 十四号 十五号 十六号

- 一 区域の名称 根布
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
邑智	羽須美	下口羽		三七四番一 二一八九番三 二一八九番一 二一八八番五 二一八九番六 二二九八番三 二二八九番一 三九二番五 三七五番二	一号 二号 三号から五号まで 六号 七号及び八号 九号 十号及び十一号 十二号及び十三号 十四号

- 一 区域の名称 進徳
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
邑智	羽須美	下口羽		三七四番一 二一八九番三 二一八九番一 二一八八番五 二一八九番六 二二九八番三 二二八九番一 三九二番五 三七五番二	一号 二号 三号から五号まで 六号 七号及び八号 九号 十号及び十一号 十二号及び十三号 十四号



益田	郡市
遠田	町村
	大字
	字
三九九九番二	地番
三〇五〇番五	地番
三〇五二番一	地番
三九九八番三	地番
三九九八番一	地番
四〇〇〇番	地番
三九九九番一	地番
三九九七番四	地番
一号	標柱番号
二号	標柱番号
三号及び四号	標柱番号
五号	標柱番号
六号	標柱番号
七号	標柱番号
八号及び九号	標柱番号
十号	標柱番号

一 区域の名称 逢瀬橋前  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

益田	郡市
久々茂	町村
	大字
	字
イ一六九五番	地番
イ一六九三番一	地番
イ一六九〇番一	地番
イ一〇〇九番三	地番
イ一〇〇九番内一	地番
イ一〇〇〇番一	地番
イ一六九五番	地番
一号	標柱番号
二号	標柱番号
三号及び四号	標柱番号
五号から八号まで	標柱番号
九号	標柱番号
十号	標柱番号
十一号	標柱番号

一 区域の名称 上の原  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

益田	郡市
久々茂	町村
	大字
	字
ロ二八七番	地番
ロ五九一番一	地番
ロ五九三番	地番
ロ六〇一番一	地番
ロ六〇四番二	地番
ロ三二九番	地番
ロ三二八番一	地番
ロ三二七番一	地番
ロ二九八番一	地番
ロ二八九番一	地番
ロ七三三番一	地番
一号	標柱番号
二号	標柱番号
三号	標柱番号
四号	標柱番号
五号	標柱番号
六号	標柱番号
七号	標柱番号
八号	標柱番号
九号	標柱番号
十号	標柱番号
十一号	標柱番号

一 区域の名称 木毛(Ⅰ)  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

鹿足	郡市
津和野	町村
部栄	大字
背戸山	字
八九四番一二	地番
八九四番一	地番
八九四番一三	地番
八九四番一〇	地番
一号	標柱番号
二号から四号まで	標柱番号
五号	標柱番号
六号及び七号	標柱番号

一 区域の名称 木毛(Ⅱ)  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

鹿足	郡市	津和野	町村	邑輝	大字	松原	字	地番	標柱番号
						松原		二九番	一号
						カケ		一一八〇番一	二号
								一一八一番	三号
								一一八二番	四号
								四〇番	五号
								一一八三番三	六号
								一一八三番二	七号
								四二番二	八号
								三〇番一	九号

一 区域の名称 都賀行  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線により囲まれた区域

邑智	郡市	大和	町村	都賀行	大字		字	地番	標柱番号
								八二二番一	一号及び二号
								八三三番二	三号
								八一九番	四号及び五号
								八七番七	六号
								八七番三	七号及び八号
								八七番六	九号
								八二〇番一	十号
								八二一番四	十一号
								九〇番一六	十二号
								九〇番一八	十三号
								九〇番二一	十四号
								一一〇番一四	十五号

	一一〇番一	十六号
	一一一番四	十七号

島根県告示第五百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十五年六月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

鹿足郡六日市町大字沢田一八五番八の一部、同 一八六番の一部、同 一八七番の一部、同 一八六番地先、同 二〇八番の一部

二 道路の幅員

五・〇メートル

三 道路の延長

五八・九六メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、U型側溝及びL型側溝を設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十五年六月十九日 第二号

備考

別紙図面は、益田土木建築事務所及び六日市町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公

告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年六月二十七日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

一 調達内容

- (一) 入札に付する事項  
県立学校校内LAN用パソコン等機器整備(県東部一・隠岐地区)に必要なリース会社への売却価格
- (二) 調達案件の仕様等
- (三) 入札説明書による。

(三) 契約履行期限

平成十五年九月五日(金)

(四) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。  
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書に見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加者の資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に各付けされた者であること。
- (三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者であること。
- (四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (五) 島根県税を滞納していない者であること。
- (六) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに

速やかに対応できる者であること。

(七) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

三 入札書の提出場所等

- (一) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒六九〇―八五〇二 島根県松江市殿町一丁目  
島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課(電話〇八五二―二二―五四一六)
- (二) 入札説明書の交付場所及び交付方法  
平成十五年六月二十七日から平成十五年七月四日までの間、上記(一)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。
- (三) 入札説明会の日時及び場所  
日時 平成十五年七月四日(金) 午後一時三十分から  
場所 島根県松江市殿町一丁目 島根県庁分庁舎二階 教育委員室
- (四) 入札の日時及び場所  
日時 平成十五年七月二十八日(月) 午後一時三十分から  
場所 島根県松江市殿町一丁目 島根県庁分庁舎二階 教育委員室  
その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

- (一) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金  
入札保証金は、島根県会計規則第六十一条の二第一項第三号の規定により免除する。
- (三) 契約保証金  
契約保証金は、島根県会計規則第六十九条の二第一項第七号の規定により免除する。
- (四) 入札書に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (五) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を、履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

#### (六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

#### (八) 契約書作成の要否

要する。

#### (九) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年六月二十七日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

#### 一 調達内容

##### (一) 入札に付する事項

県立学校校内LAN用パソコン等機器整備（県東部二地区）に必要なリース会社への売却価格

##### (二) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (三) 契約履行期限

平成十五年九月五日（金）

#### (四) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書に見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

#### 二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に各付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(五) 島根県税を滞納していない者であること。

(六) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(七) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

(八) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

(九) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

(十) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

#### 三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒六九〇―八五〇二 島根県松江市殿町一番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話〇八五二―二二―五四一六）

(二) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成十五年六月二十七日から平成十五年七月四日までの間、上記(一)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。

(三) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成十五年七月四日（金）午後一時三十分から

4 その他

(四) 場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室  
 入札の日時及び場所

日時 平成十五年七月二十八日(月)午後二時から  
 場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室  
 その他 郵便による入札は認めない。

(一) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第六十一条の二第一項第三号の規定により免除する。

(三) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第六十九条の二第二項第七号の規定により免除する。

(四) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(五) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を、履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により公告する。  
 平成十五年六月二十七日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

一 調達内容

(一) 入札に付する事項

県立学校校内LAN用パソコン等機器整備(県西部地区)に必要なリース会社への売却価格

(二) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(三) 契約履行期限

平成十五年九月五日(金)

(四) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書に見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に各付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(五) 島根県税を滞納していない者であること。

(六) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(七) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒六九〇一八五〇二 島根県松江市殿町一番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課 (電話〇八五二一三二一五四一六)

(二) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成十五年六月二十七日から平成十五年七月四日までの間、上記(一)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。

(三) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成十五年七月四日(金) 午後一時三十分から

場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室

(四) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年七月二十八日(月) 午後二時三十分から

場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室

その他 郵便による入札は認めない。

四 その他

(一) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第六十一条の二第二項第三号の規定により免除する。

(三) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第六十九条の二第二項第七号の規定により免除する。

(四) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(五) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を、履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十二条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) 契約書作成の要否

要する。

(九) その他詳細

入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成15年 6 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

報 根 島

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入物品等の名称及び数量 X線非破壊検査装置 (機器調達、設置、配線、調整等) 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成16年 2 月27日</p> <p>(4) 納入場所 島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5%に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加者の資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号の規定に該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 島根県税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等 (平成14年島根県告示第804号) により資格を認定され、その中分類「理化学機器」において A 等級に各付けされた者であること。 なお、同告示による資格審査を受けていない者については、直ちに同告示の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。</p> <p>(5) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領 (平成13年 1 月 23 日付け会発第149号) に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。</p>	<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒690—8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部産業振興課 担当 室崎 電話 0852—22—5294</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び場所 平成15年 6 月27日 (金) から平成15年 7 月11日 (金) までの間、上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会 日時：平成15年 7 月14日 (月) 場所：島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター (テクノアークしまね内)</p> <p>(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所 平成15年 6 月27日 (金) から平成15年 7 月18日 (金) までの間に上記(1)の場所に提出すること (郵送でも可)。</p> <p>(5) 入札書の受領期限 平成15年 8 月 6 日 (水) 午前10時30分 (郵便による入札にあっては、午前10時必着)</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 日時：平成15年 8 月 6 日 (水) 午前11時00分から 場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 1 階第 1 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積る契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。 ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。</p>
---	--

(3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 契約の締結については議会の議決を要する。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : X-ray nondestructive test system

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00a.m. 18 July, 2003

(3) Deadline for submission of tenders : 10:30a.m. 6 August, 2003

Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00a.m 6 August, 2003

(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-55-5294

正 誤

平成十五年六月十三日付け島根県報第一、四七八号中に誤りがあつたので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
四	下	島根県告示第 五百三十四号 中	平田市中央土地改良区	大田市久手町土地改良区

平成十五年六月十七日付け島根県報第一、四七九号中に誤りがあつたので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
二	下	島根県告示第 五百四十一号 中	土地改良法(昭和二十四 年法律第九十五号)第 五十四条第三項の規定に より、	土地改良法(昭和二十四 年法律第九十五号)第 九十六条において準用す る同法第五十四条第三項 の規定により、